

令和8年2月6日12時

宍粟市発表

報道関係者 各位

職員の懲戒処分について

本日、障がい福祉サービスの利用者負担額の判定に関する公文書の不適正な取扱いに対し、次のとおり懲戒処分を行いました。

1. 該当職員及び処分内容

- ・健康福祉部主事 減給10分の1(2か月)
- ・根拠法令 地方公務員法第29条第1項第2号
- ・処分日 令和8年2月6日

2. 処分事由の概要

障がい福祉サービスの利用者負担額の算定について、年に1回必要な更新業務が遅れていることに気付いたが、上司への報告を怠り、決裁を経ずに誤った利用者負担額に決定する内容の起案文書を作成した。

その結果、サービス利用者には利用料の追加納付が生じることとなり、サービス事業者には過誤処理の手続きが必要となるなど利用者及び事業所に多大な迷惑を与えた。

さらに公文書の不適正な取扱いやミスの発覚を恐れ市の障がい福祉システムの数値を修正したことは公務員としての本質を問われるもので、組織に対する信用を低下させた。

3. 処分事由の詳細等

(1) 時系列

時期	内容
R6.12	サービス利用者の更新月（利用者負担額の判定を行う月）
R7.1	12月更新対象者（9人）に対する処理ができていないことに気付き、上司の決裁を経ずに起案文書を作成
R7.2	更新対象者のうち1名の利用者負担額の算定誤りに気付く

R7.10 上旬	次期の更新案内を送付する際、現在の利用者負担額の確認が必要となるため、つじつまを合わせるため、市のシステムに本来の利用者負担額を入力
R7.10.24	別の職員が誤りに気付き内部で調査開始
R7.10.27	担当者から課長に報告、課長から健康福祉部次長に報告
R7.10.28	部長に報告し今後の対応を協議
R7.11.11	サービス利用者と面会し、正しい受給者証を交付
R7.11.14	サービス事業所訪問し、今後の対応を協議
R8.2.6	懲戒処分

(2) 判明した経緯

令和7年11月に実施した令和7年9月利用分のサービス費請求審査の過程で、兵庫県国民健康保険団体連合会のシステムと市のシステムの上限額の相違が判明。原因を調査する中で負担上限額の算定を誤っていることが分かった。

また、更新決定に際し公文書の不適正な取扱いが判明した。

(3) 原因

利用者負担額決定時に、申請書からシステムに入力する際に判定区分を誤って入力し、チェック時にも誤りに気付けなかった。

4. 再発防止策

システムに入力した内容を入力者以外の2人態勢でチェックし、前年度の決定内容と異なる場合は変更のあった箇所を再確認するほか、職員が相談しやすい環境づくりを進める。

5. 市長のコメント

この度の決裁文書の不適正な取扱いやシステム内の金額を修正した行為は、組織全体の信頼を大きく失墜させる要因となり得る重大な非違行為であると言わざるを得ず、関係者及び関係事業所の皆さんに多大なご迷惑をおかけしたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今後は組織全体で再発防止策を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

問合せ先

宍粟市総務部総務課（担当：菅野）

電話：0790-63-3000